

★個人利用料金

施設名	区分	券種等	利用料金		
A利用券 回数券・期間券は、総合体育館(トレーニング室を除く)、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能	A利用	個人利用	1回券	一般	200
			一般(障害者)	100	
			高校生	200	
			高校生(障害者)	100	
			小・中学生	100	
			小・中学生(障害者)	50	
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	200	
			11回券	一般	2,000
			一般(障害者)	1,000	
			高校生	2,000	
			高校生(障害者)	1,000	
			小・中学生	1,000	
			小・中学生(障害者)	500	
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,000	
			3か月券	一般	2,680
			一般(障害者)	1,340	
			高校生	1,980	
			高校生(障害者)	990	
			小・中学生	1,340	
			小・中学生(障害者)	670	
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	1,340	
			6か月券	一般	4,680
			一般(障害者)	2,340	
			高校生	3,450	
			高校生(障害者)	1,730	
			小・中学生	2,340	
			小・中学生(障害者)	1,170	
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,340	
			12か月券	一般	8,030
			一般(障害者)	4,020	
			高校生	5,930	
			高校生(障害者)	2,970	
			小・中学生	4,020	
			小・中学生(障害者)	2,010	
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	4,020	
			1回券	一般	360
			一般(障害者)	180	
			高校生	360	
			高校生(障害者)	180	
			中学生	180	
			中学生(障害者)	90	
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	360	
一般	4,820				
一般(障害者)	2,410				
高校生	3,560				

施設名	区分	券種等	利用料金				
B利用券 期間券は、総合体育館(トレーニング室を含む)、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能を含む	B利用	個人利用	3か月券	高校生(障害者)	1,780		
				中学生	2,410		
				中学生(障害者)	1,210		
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,410		
			6か月券	一般	8,480		
				一般(障害者)	4,240		
				高校生	6,190		
				高校生(障害者)	3,100		
				中学生	4,240		
				中学生(障害者)	2,120		
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	4,240		
				12か月券	一般	14,440	
		一般(障害者)	7,220				
		高校生	10,650				
		高校生(障害者)	5,330				
		中学生	7,220				
		中学生(障害者)	3,610				
		アクアパーク	50mプール	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	500
						中学生以下、障害者(高校生以上)	250
						障害者(中学生以下)	130
						満65歳以上の者(障害者を除く。)	500
					3か月券	一般(高校生以上)	5,850
						中学生以下、障害者(高校生以上)	2,930
						障害者(中学生以下)	1,470
満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,930						
6か月券	一般(高校生以上)				9,940		
	中学生以下、障害者(高校生以上)				4,970		
	障害者(中学生以下)				2,490		
	満65歳以上の者(障害者を除く。)				4,970		
レジャープール	個人利用		1回券	一般(高校生以上)	440		
				中学生以下、障害者(高校生以上)	220		
				障害者(中学生以下)	110		
			11回券	一般(高校生以上)	7,400		
				中学生以下、障害者(高校生以上)	3,700		
				障害者(中学生以下)	1,850		
レジャープール	団体利用(10人以上)		1回券	一般(高校生以上)	680		
				小・中学生、障害者(高校生以上)	320		
				障害者(小・中学生)	160		
				未就学児童	160		
				障害者(未就学児童)	80		
レジャープール	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	920			
			中学生以下、障害者(高校生以上)	460			

施設名	区分	券種等	利用料金			
アクアパーク	アイススケートリンク	個人利用	障害者(中学生以下)	230		
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	920		
			11回券	一般(高校生以上)	9,200	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	4,600	
				障害者(中学生以下)	2,300	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	9,200	
			シーズン券	一般(高校生以上)	22,950	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	11,480	
				障害者(中学生以下)	5,740	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	11,480	
	浴室	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	860	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	430	
				障害者(中学生以下)	220	
				一般(高校生以上)	530	
				障害者(高校生以上満60歳未満)	270	
				中学生以下	320	
	スポーツハウス	プール	個人利用	1回券	障害者(中学生以下)	160
					満60歳以上の者(障害者を除く。)	370
					障害者(満60歳以上)	190
				3か月券	一般(高校生以上)	5,300
障害者(高校生以上満60歳未満)					2,700	
中学生以下					3,200	
障害者(中学生以下)					1,600	
満60歳以上の者(障害者を除く。)					3,700	
障害者(満60歳以上)					1,900	
6か月券				一般	320	
	中学生以下、障害者(高校生以上)	160				
	障害者(中学生以下)	80				
	一般	3,850				
	中学生以下、障害者(高校生以上)、満65歳以上の者	1,930				
	障害者(中学生以下)	970				
陸上競技場	小・中学生が30人以上で利用する場合	1団体 1回当たり	2,800			

備考1:荒浜運動場、佐藤池サッカーコート、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、西山総合グラウンド、西山野球場、総合体育館、西山総合体育館、武道館、陸上競技場

- 1 専用利用がない場合に、個人利用ができる。
- 2 「A利用」とは、トレーニング室以外の施設の利用とし、「B利用」とは、トレーニング室を含めた施設の利用とする。
- 3 小学生以下は、トレーニング室を利用できない。
- 4 11回券、3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)に定めるスポーツハウスの球技場利用における11回券、3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 5 未就学児は、成人の付添者を必要とし、無料とする。
- 6 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 7 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。

備考2:アクアパーク

- 1 団体とは、10人以上をいう。
- 2 未就学児童の利用については、保護者が同伴するものとし、保護者1人につき、当該未就学児童2人を無料とする。ただし、団体に利用する場合を除く。
- 3 保育所又は幼稚園がレジャープールを利用する場合の引率は、無料とする。
- 4 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 5 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。
- 6 50メートルプールの3か月券又は6か月券で、新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)に定めるスポーツハウスのプールを利用できる。

施設名	区分	券種等	利用料金
-----	----	-----	------

備考3:白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、スポーツハウス、海岸公園運動広場

- 1 学校等の団体とは、学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体をいう。
- 2 未就学児は、無料とする。
- 3 球技場利用における11回券、3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例(平成2年条例第19号)に定める11回券、3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 4 プール利用については、新潟県立柏崎アクアパーク管理条例(平成5年条例第7号)に定める3か月券又は6か月券で利用できる。
- 5 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 6 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。